

審査請求に関するQ&A

北海道国民健康保険審査会事務局
北海道後期高齢者医療審査会事務局

Q1 審査請求とは何ですか。

A 行政不服審査制度で認められている不服申立ての形態の一つであり、処分を行った行政庁(市町村などの保険者)以外の行政庁(国民健康保険に関する審査請求については、都道府県国民健康保険審査会、後期高齢者医療に関する審査請求については、都道府県後期高齢者医療審査会)に対して行う不服申立てです。

**Q2 審査請求の対象となる処分はどのようなものですか。
また、審査請求を行うことができる人に制限はありますか。**

A 以下の処分が審査請求の対象となります
(国民健康保険法第91条、高齢者の医療の確保に関する法律第128条)。

①保険給付に関する処分

高額療養費、移送費といった各種の保険給付に係る支給又は不支給に関する処分、保険給付の制限に関する処分等であり、不支給処分又は支給額に不服がある場合などが対象となります。

②被保険者証の交付請求又は返還に関する処分

被保険者証の交付を請求したことに對してその全部又は一部について却下する処分、被保険者証の返還を命ずる処分等であり、それらの処分に不服がある場合などが対象となります。

③保険料その他国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の賦課、減免又は滞納処分等であり、保険料の賦課額に不服がある場合、又は、保険料の減免申請をしたことに對して減免を認めないとする処分に不服がある場合などが対象となります。

審査請求は、上記①～③の処分に不服がある者(国民健康保険法第91条、高齢者の医療の確保に関する法律第128条)で、違法又は不当な処分によって直接に自己の権利又は利益を侵害されたと主張する方が行うことができます。

Q3 国民健康保険審査会、後期高齢者医療審査会とはどのような機関ですか。

A1 国民健康保険審査会

Q2の審査請求を専門的に審査する第三者機関(知事の附属機関)で、各都道府県におかれています(国民健康保険法第91条、第92条、地方自治法第138条の4第3項)。

国民健康保険審査会は、Q2の処分が法令に基づいて正しく行われたものであるかどうかを審理し、裁決する機関です。(Q6参照)

A2 後期高齢者医療審査会

Q2の審査請求を専門的に審査する第三者機関(知事の附属機関)で、各都道府県におかれています(高齢者の医療の確保に関する法律第128条、第129条、地方自治法第138条の4第3項)。(Q6参照)

後期高齢者医療審査会は、Q2の処分が法令に基づいて正しく行われたものであるかどうかを審理し、裁決する機関です。(Q6参照)

例えば、保険料の額について不服があるという審査請求の場合、審査会としては、その保険料の額が、保険料の算定に関する法令及び各市町村等、北海道後期高齢者医療広域連合の条例等の定めに基づいて正しく決定されたものであるかを審査するものです。

Q4 審査請求のできる期間はどのようになっていますか。

A 審査請求は、正当な理由がある場合を除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行わなければなりません(国民健康保険法第99条、高齢者の医療の確保に関する法律第130条において準用する国民健康保険法第99条)。

「正当な理由」とは、客観的な事故により請求期間中に請求することができなかった場合等をいいます。

この審査請求をできる期間を経過した後になされた審査請求については、審査請求内容の審理をすることなく、却下の裁決を行うこととなります。(Q6参照)

Q5 審査請求はどのような方法で行うのですか。

A 審査請求は、文書(審査請求書)又は口頭で行います(国民健康保険法第99条、高齢者の医療の確保に関する法律第130条において準用する国民健康保険法第99条)。

- 審査請求書は、郵送と持参提出いずれも可能です。また、処分を行った市町村などの保険者に審査請求書を提出して行うこともできます(行政不服審査法第21条第1項)。
- 代理人により審査請求を行うこともできますが(行政不服審査法第12条第1項)、この場合は審査請求人の委任状が必要となります(行政不服審査法施行令第3条第1項)。
- 口頭による審査請求の場合は、審査請求人の発言を記録し、発言内容の確認・押印を受ける必要がある(行政不服審査法第20条)ため、電話による請求はできません。
- 審査請求書の記載に不備がある場合、審査会から記載事項の補正(訂正)を求められます(行政不服審査法第23条)。

Q6 審査請求書を提出した後の手続はどうなりますか。

A 審査請求書提出後は、概ね次の①から③の手続となり、審査請求手続は審査会の裁決によって終了します。

①処分を行った保険者への審査請求書の送付及び弁明書の提出

審査会は、審査請求が不適法であるとき等を除き、処分を行った保険者に審査請求書の副本を送付し、期間を定めて弁明書の提出を求めます(行政不服審査法第29条第1項、第2項)。

②審査請求人への弁明書の送付及び反論書の提出

審査会は、提出のあった弁明書を審査請求人に送付し、期間を定めて反論書の提出を求めます(行政不服審査法第30条第1項)。

③審査会における審理及び裁決

①及び②等の審査請求人及び保険者の主張が尽くされた後、審査会を開催し、審査請求についての審理・裁決を行います。

「裁決」とは、審査会が審査請求の審理をした後で下す判断行為で、「却下」、「棄却」及び「認容」の3つに分けられます。

裁 決 の 類	説 明
却 下	<p>「審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるとき」に行われる、審査請求内容の審理を拒絶する判断です(行政不服審査法第45条第1項)。</p> <p>「その他不適法であるとき」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 審査請求をすることができない事項について審査請求をした場合、 ▪ 審査請求書の補正命令に応じなかった場合、 ▪ 処分を取り消す利益が失われている場合(※)、 <p>などをいいます。</p> <p>(※例えば、滞納処分における預金差押えにおいて、保険者が預金を既に取り立てている場合などが該当します。)</p>
棄 却	<p>審査請求内容を審理した結果、処分が違法又は不当であるとして処分の取消しを求める審査請求人の請求を認めないとして、処分を維持する判断です(行政不服審査法第45条第2項)。</p>
認 容	<p>審査請求内容を審理した結果、処分が違法又は不当であるとして処分の取消しを求める審査請求人の主張を認めるとして、処分を取り消すこととする判断です(行政不服審査法第46条第1項)。</p> <p>処分の全部を取り消す「全部認容」と、一部を取り消す「一部認容」があり、処分をした保険者は、その裁決に従い、処分の全部又は一部を取り消すこととなります。</p>